

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="528 562 896 596">光電話サービス契約約款</p> <p data-bbox="596 1297 828 1331"><u>2022年4月1日</u></p> <p data-bbox="575 1444 848 1478">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1777 562 2145 596">光電話サービス契約約款</p> <p data-bbox="1846 1297 2077 1331"><u>2022年7月1日</u></p> <p data-bbox="1825 1444 2098 1478">株式会社 STNet</p>	

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>第3章 (最低利用期間)</p> <p>第13条 光電話サービスの最低利用期間は、光電話サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。ただし、同一の契約者回線等にて光ネットサービスの提供を受けている光電話サービス契約者は、光電話サービスの初期提供開始日と光ネットサービスの初期提供開始日のうち先に提供開始した日を最低利用期間の起算日とします。</p> <p>2 光電話サービス契約者は、前項の最低利用期間内に光電話サービス契約の解約又は契約者回線等の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。</p> <p>3 当社は、前項の規定にかかわらず、当社の判断により、その解約等に要する額を減額して適用することがあります。</p>	<p>第3章 (最低利用期間)</p> <p>第13条 光電話サービスの最低利用期間は、光電話サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。ただし、同一の契約者回線等にて光ネットサービスの提供を受けている光電話サービス契約者は、光電話サービスの初期提供開始日と光ネットサービスの初期提供開始日のうち先に提供開始した日を最低利用期間の起算日とします。</p> <p>2 光電話サービス契約者は、前項の最低利用期間内に光電話サービス契約の解約又は契約者回線等の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する解約金を支払っていただきます。</p> <p>3 当社は、前項の規定にかかわらず、当社の判断により、その解約等に要する額を減額して適用することがあります。</p>	

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>第3章 (利用休止)</p> <p>第14条の2 当社は、光電話サービス契約者から請求があったときは、光電話サービスの利用休止（その光電話サービス契約に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることのうち、利用の一時中断以外のことをいいます。以下同じとします。）を行います。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用休止を承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 光電話サービスの利用を再開された日から1年間を経過していないとき。</p> <p>(2) 第29条第1項第1号の理由により利用停止となっているとき。</p> <p>(3) その他当社が指定する条件を満たさないとき。</p> <p>3 利用休止は、光電話サービス契約者が指定する1の契約者回線ごとに適用します。</p> <p>4 利用休止適用開始は、光電話サービス契約者からの請求日以降の利用休止希望月の初日からとします。</p> <p>5 利用休止期間は、利用休止適用開始日から起算して最長12ヶ月とします。ただし、同一の契約者回線にて光ネットサービスの提供を受けている光電話サービス契約者は、光電話サービスの利用休止適用開始日と光ネットサービスの利用休止適用開始日のうち、先に利用休止を開始した日を、利用休止期間の起算日とします。</p> <p>6 当社は、利用休止期間中に光電話サービス契約者から請求があったときは、利用再開の運用をします。</p> <p>7 当社は、利用休止期間満了日までに、光電話サービスを利用休止した光電話サービス契約者から利用再開の請求がない場合は、利用休止期間満了日の翌日から利用再開の運用をします。</p> <p>8 当社は、第16条の規定に係らず、利用休止の請求を当社が受付した日から利用休止期間満了日までは、契約内容の変更を受けません。</p> <p>9 利用休止期間は、光電話サービスの最低利用期間には含まないものとします。</p>	<p>第3章 (利用休止)</p> <p>第14条の2 当社は、光電話サービス契約者から請求があったときは、光電話サービスの利用休止（その光電話サービス契約に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることのうち、利用の一時中断以外のことをいいます。以下同じとします。）を行います。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用休止を承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 光電話サービスの利用を再開された日から1年間を経過していないとき。</p> <p>(2) 第29条第1項第1号の理由により利用停止となっているとき。</p> <p>(3) その他当社が指定する条件を満たさないとき。</p> <p>3 利用休止は、光電話サービス契約者が指定する1の契約者回線ごとに適用します。</p> <p>4 利用休止適用開始は、光電話サービス契約者からの請求日以降の利用休止希望月の初日からとします。</p> <p>5 利用休止期間は、利用休止適用開始日から起算して最長12ヶ月とします。ただし、同一の契約者回線にて光ネットサービスの提供を受けている光電話サービス契約者は、光電話サービスの利用休止適用開始日と光ネットサービスの利用休止適用開始日のうち、先に利用休止を開始した日を、利用休止期間の起算日とします。</p> <p>6 当社は、利用休止期間中に光電話サービス契約者から請求があったときは、利用再開の運用をします。</p> <p>7 当社は、利用休止期間満了日までに、光電話サービスを利用休止した光電話サービス契約者から利用再開の請求がない場合は、利用休止期間満了日の翌日から利用再開の運用をします。</p> <p>8 当社は、第16条の規定に係らず、利用休止の請求を当社が受付した日から利用休止期間満了日までは、契約内容の変更を受けません。</p> <p>9 利用休止期間は、<u>光電話サービスの最低利用期間及び光電話サービスの初期提供開始日を含む料金月から起算した月数</u>（以下「継続利用期間」といいます。）には含まないものとします。</p>	

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>第3章 (契約者回線等の移転)</p> <p>第17条 光電話サービス契約者は、契約者回線等の移転を請求することができます。</p> <p>2 当社は、前項の請求があったときは、第9条(契約申込の承諾)及び第27条(端末設備の移転)の規定に準じて取り扱います。</p> <p>3 別記1に定める提供区域を跨って移転する場合、当社所定の申込書により移転の請求を受付けます。</p>	<p>第3章 (契約者回線等の移転)</p> <p>第17条 光電話サービス契約者は、契約者回線等の移転を請求することができます。</p> <p>2 当社は、前項の請求があったときは、第9条(契約申込の承諾)及び第27条(端末設備の移転)の規定に準じて取り扱います。</p> <p>3 別記1に定める提供区域を跨って移転する場合、当社所定の申込書により移転の請求を受付けます。</p> <p>4 <u>移転に係る料金表通則に定める月額料金が発生しない期間は、最低利用期間、継続利用期間には含まないものとします。</u></p>	

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>料金表 通則 (料金の計算方法)</p> <p>4 月額料金は、月額料金に係る起算日において提供されている光電話サービスの種類等に準じた料金を適用して計算します。</p> <p>(1) 提供開始日が含まれる月の月額料金はいただきません。</p> <p>(2) 光電話サービスの解約日又は付加機能の利用の廃止日が起算日以外になる場合は、当該料金月の月額料金はいただきます。</p> <p>(3) 提供開始日と光電話サービスの解約日又は付加機能の利用の廃止日が同一月となった場合には、当該料金月の月額料金はいただきます。</p> <p>(4) 光電話サービスの種類等が変更された場合には、月額料金に係る起算日時点で光電話サービス契約者に対して提供されている光電話サービスの種類等に応じて定まる料金を適用して算定します。</p> <p>(5) 第36条(料金の支払義務)第4項第3号の表の規定に該当するとき。</p> <p>(6) 初期契約解除を行う場合は、上記に係らず提供開始日から本契約の解除までの期間において月額料金(ユニバーサルサービス料金を除く)を日割にて算定し、ユニバーサルサービス料金を加えた料金をいただきます。</p> <p>(7) (6)を適用する場合の月額料金の日割は、暦日数により行います。</p>	<p>料金表 通則 (料金の計算方法)</p> <p>4 月額料金は、月額料金に係る起算日において提供されている光電話サービスの種類等に準じた料金を適用して計算します。</p> <p>(1) 提供開始日が含まれる月の月額料金はいただきません。</p> <p>(2) 光電話サービスの解約日又は付加機能の利用の廃止日が起算日以外になる場合は、当該料金月の月額料金はいただきます。</p> <p>(3) 提供開始日と光電話サービスの解約日又は付加機能の利用の廃止日が同一月となった場合には、当該料金月の月額料金はいただきます。</p> <p>(4) 光電話サービスの種類等が変更された場合には、月額料金に係る起算日時点で光電話サービス契約者に対して提供されている光電話サービスの種類等に応じて定まる料金を適用して算定します。</p> <p>(5) 第36条(料金の支払義務)第4項第3号の表の規定に該当するとき。</p> <p>(6) 初期契約解除を行う場合は、上記に係らず提供開始日から本契約の解除までの期間において月額料金(ユニバーサルサービス料金を除く)を日割にて算定し、ユニバーサルサービス料金を加えた料金をいただきます。</p> <p>(7) (6)を適用する場合の月額料金の日割は、暦日数により行います。</p> <p><u>(8) 光電話サービス契約の解除に伴う解約金は、解除日の前日の属する料金月の起算日における基本利用料、番号利用料、端末等使用料の合計額(当該料金月において、光電話サービスを利用休止している場合、利用休止に係る料金は適用しません。)とします。</u></p>	

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)																																																				
<p>料金表 第1表 料金 第1 基本利用料 1 適用 (1) 種類及び各種利用料等に係る料金の適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">(4) 最低利用期間内に契約の解約等があった場合の料金の適用</td> <td colspan="2">ア 光電話サービスについては、最低利用期間があります。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">イ 光電話サービス契約者は、最低利用期間内に光電話サービス契約の解約があった場合は、以下の料金を一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。</td> </tr> <tr> <th>提供区域名</th> <th>申込み時期による区分</th> <th>料金額 (税込価格)</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ピカラ(香川) ・ピカラ(愛媛) ・ピカラ(徳島) ・ピカラKCB ・ピカラCVC ・ピカラ愛媛CATV</td> <td>2010年4月1日以降</td> <td>5,000円 (5,500円) ※1</td> </tr> <tr> <td>2010年3月31日以前</td> <td>残余の期間に対応する料金額に相当する額※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ピカラCUEtv</td> <td>2010年6月9日以降</td> <td>5,000円 (5,500円) ※1</td> </tr> <tr> <td>2010年6月8日以前</td> <td>残余の期間に対応する料金額に相当する額※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ピカラKBC</td> <td>2010年6月15日以降</td> <td>5,000円 (5,500円) ※1</td> </tr> <tr> <td>2010年6月14日以前</td> <td>残余の期間に対応する料金額に相当する額※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ピカラ石井CATV</td> <td>2010年7月14日以降</td> <td>5,000円 (5,500円) ※1</td> </tr> <tr> <td>2010年7月13日以前</td> <td>残余の期間に対応する料金額に相当する額※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ピカラエーアイ</td> <td>2010年8月16日以降</td> <td>5,000円 (5,500円) ※1</td> </tr> <tr> <td>2010年8月15日以前</td> <td>残余の期間に対応する料金額に相当する額※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ピカラMCB ・ピカラUCAT ・ピカラ(宇和島市) ・ピカラICK ・ピカラ西予 ・ピカラテレビあなん ・ピカラMTC ・ピカラ海部 ・ピカラよさこい ・ピカラ香南</td> <td>2011年4月1日以降</td> <td>5,000円 (5,500円) ※1</td> </tr> <tr> <td>2011年3月31日以前</td> <td>残余の期間に対応する料金額に相当する額 ※2</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容		(4) 最低利用期間内に契約の解約等があった場合の料金の適用	ア 光電話サービスについては、最低利用期間があります。		イ 光電話サービス契約者は、最低利用期間内に光電話サービス契約の解約があった場合は、以下の料金を一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。		提供区域名	申込み時期による区分	料金額 (税込価格)	・ピカラ(香川) ・ピカラ(愛媛) ・ピカラ(徳島) ・ピカラKCB ・ピカラCVC ・ピカラ愛媛CATV	2010年4月1日以降	5,000円 (5,500円) ※1	2010年3月31日以前	残余の期間に対応する料金額に相当する額※2	・ピカラCUEtv	2010年6月9日以降	5,000円 (5,500円) ※1	2010年6月8日以前	残余の期間に対応する料金額に相当する額※2	・ピカラKBC	2010年6月15日以降	5,000円 (5,500円) ※1	2010年6月14日以前	残余の期間に対応する料金額に相当する額※2	・ピカラ石井CATV	2010年7月14日以降	5,000円 (5,500円) ※1	2010年7月13日以前	残余の期間に対応する料金額に相当する額※2	・ピカラエーアイ	2010年8月16日以降	5,000円 (5,500円) ※1	2010年8月15日以前	残余の期間に対応する料金額に相当する額※2	・ピカラMCB ・ピカラUCAT ・ピカラ(宇和島市) ・ピカラICK ・ピカラ西予 ・ピカラテレビあなん ・ピカラMTC ・ピカラ海部 ・ピカラよさこい ・ピカラ香南	2011年4月1日以降	5,000円 (5,500円) ※1	2011年3月31日以前	残余の期間に対応する料金額に相当する額 ※2	<p>料金表 第1表 料金 第1 基本利用料 1 適用 (1) 種類及び各種利用料等に係る料金の適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(4) 最低利用期間内に契約の解約等があった場合の料金の適用</td> <td colspan="2">ア 光電話サービスについては、最低利用期間があります。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">イ 光電話サービス契約者は、最低利用期間内に光電話サービス契約の解約があった場合は、以下に規定する解約金を一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>解約金</td> <td>光電話サービスの基本利用料、番号利用料、 端末等使用料の合計額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容		(4) 最低利用期間内に契約の解約等があった場合の料金の適用	ア 光電話サービスについては、最低利用期間があります。		イ 光電話サービス契約者は、最低利用期間内に光電話サービス契約の解約があった場合は、以下に規定する解約金を一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。			解約金	光電話サービスの基本利用料、番号利用料、 端末等使用料の合計額	
区分	内 容																																																					
(4) 最低利用期間内に契約の解約等があった場合の料金の適用	ア 光電話サービスについては、最低利用期間があります。																																																					
	イ 光電話サービス契約者は、最低利用期間内に光電話サービス契約の解約があった場合は、以下の料金を一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。																																																					
	提供区域名	申込み時期による区分	料金額 (税込価格)																																																			
	・ピカラ(香川) ・ピカラ(愛媛) ・ピカラ(徳島) ・ピカラKCB ・ピカラCVC ・ピカラ愛媛CATV	2010年4月1日以降	5,000円 (5,500円) ※1																																																			
		2010年3月31日以前	残余の期間に対応する料金額に相当する額※2																																																			
	・ピカラCUEtv	2010年6月9日以降	5,000円 (5,500円) ※1																																																			
		2010年6月8日以前	残余の期間に対応する料金額に相当する額※2																																																			
	・ピカラKBC	2010年6月15日以降	5,000円 (5,500円) ※1																																																			
		2010年6月14日以前	残余の期間に対応する料金額に相当する額※2																																																			
	・ピカラ石井CATV	2010年7月14日以降	5,000円 (5,500円) ※1																																																			
		2010年7月13日以前	残余の期間に対応する料金額に相当する額※2																																																			
	・ピカラエーアイ	2010年8月16日以降	5,000円 (5,500円) ※1																																																			
		2010年8月15日以前	残余の期間に対応する料金額に相当する額※2																																																			
	・ピカラMCB ・ピカラUCAT ・ピカラ(宇和島市) ・ピカラICK ・ピカラ西予 ・ピカラテレビあなん ・ピカラMTC ・ピカラ海部 ・ピカラよさこい ・ピカラ香南	2011年4月1日以降	5,000円 (5,500円) ※1																																																			
2011年3月31日以前		残余の期間に対応する料金額に相当する額 ※2																																																				
区分	内 容																																																					
(4) 最低利用期間内に契約の解約等があった場合の料金の適用	ア 光電話サービスについては、最低利用期間があります。																																																					
	イ 光電話サービス契約者は、最低利用期間内に光電話サービス契約の解約があった場合は、以下に規定する解約金を一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。																																																					
	解約金	光電話サービスの基本利用料、番号利用料、 端末等使用料の合計額																																																				

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧		新		備考(変更理由)
区 分	内 容			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ピカラさぬき市 ・ピカラ東かがわ ・ピカラKBN ・ピカラ八西 ・ピカラおえ ・ピカラなか ・ピカラ東阿波 ・ピカラ鳴門 ・ピカラあわ ・ピカラICN ・ピカラ日高 ・ピカラ中芸 ・ピカラswan ・ピカラ中土佐 ・ピカラおおとよ ・ピカラおち 	＝	5,000 円 (5,500 円) ※1	
※1: コース1の光ネットサービスと同時に解約等があった場合については、 適用しません。				
※2: 料金表第4(端末等使用料)の料金を含みます。				

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧				新				備考(変更理由)	
料金表 第2表 工事に関する費用 2 工事費の額				料金表 第2表 工事に関する費用 2 工事費の額					
工事の種類	区分		単位	工事費の額 (税込価格)	工事の種類	区分		単位	工事費の額 (税込価格)
新規・変更 に係る工 事	交換機設 定に係る 工事	光電話の新規契約に 係るもの	1の同時音声通信可能 数に係る工事ごとに	1,000円 (1,100円)	新規・変更 に係る工 事	交換機設 定に係る 工事	光電話の新規契約に 係るもの	1の同時音声通信可能 数に係る工事ごとに	1,000円 (1,100円)
		電気通信番号数又は 同時音声通信可能数 の変更に係るもの	1申込に係る工事ごと に	1,000円 (1,100円)			電気通信番号数又は 同時音声通信可能数 の変更に係るもの	1申込に係る工事ごと に	1,000円 (1,100円)
		付加機能に係るもの					付加機能に係るもの		
	端末設備設置、設定に係る工事		1の光電話アダプタに 係る工事ごとに	7,000円 (7,700円)	端末設備設置、設定に係る工事		1の光電話アダプタに 係る工事ごとに	7,000円 (7,700円)	
	回線終端装置工事費		1の工事ごと	7,000円 (7,700円)	回線終端装置工事費		1の工事ごと	7,000円 (7,700円)	
	契約者回線等の施設に係る工事		1の工事ごとに	15,000円 (16,500円)	契約者回線等の施設に係る工事		1の工事ごとに	15,000円 (16,500円)	
	番号移転に係る工事		1の電気通信番号に係 る工事ごとに	2,000円 (2,200円)	番号移転に係る工事		1の電気通信番号に係 る工事ごとに	2,000円 (2,200円)	
番号変更に係る工事		1の電気通信番号に係 る工事ごとに	2,000円 (2,200円)	番号変更に係る工事		1の電気通信番号に係 る工事ごとに	2,000円 (2,200円)		
解約に係 る工事	屋内残置工事費		1の工事ごと	0円 (0円)	解約に係 る工事	屋内残置工事費		1の工事ごと	0円 (0円)
	軒先残置工事費		1の工事ごと	5,000円 (5,500円)		軒先残置工事費		1の工事ごと	5,000円 (5,500円)
	引込線全撤去工事費		1の工事ごと	10,000円 (11,000円)		引込線全撤去工事費		1の工事ごと	10,000円 (11,000円)
備考 上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。 1 上記の工事に伴い、引込柱以降において建柱、配管工事、管路工事又は管路引込み工事など特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。 2 同一建物内における屋内配線および回線終端装置の移設に係る工事費については、実費を支払っていただきます。 3 第7条に定める回線終端装置の設置位置と異なる場所に設置することを光電話サービス契約者が希望される場合には、その工事に要した費用を支払っていただくことがあります。				備考 上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。 1 <u>上記工事費のうち、新規に係る回線終端装置工事費および契約者回線等の施設に係る工事費の適用については、次の通りとします。</u> ・2022年6月30日までに光電話サービス契約の申込みをした光電話サービス契約者 施工した工事に係る回線終端装置工事費および契約者回線等の施設に係る工事費の支払を要します。 ・2022年7月1日以降に光電話サービス契約の申込みをした光電話サービス契約者 23ヶ月以内に光電話サービスの解除があった場合に限り、解除時に、継続利用期間に応じて下表の金額の支払いを要します。					

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新						備考(変更理由)																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>継続利用期間</th> <th>回線終端装置工事費</th> <th>契約者回線等の施設に係る工事費</th> <th>継続利用期間</th> <th>回線終端装置工事費</th> <th>契約者回線等の施設に係る工事費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1ヶ月</td> <td>7,000円 (税込7,700円)</td> <td>15,000円 (税込16,500円)</td> <td>13ヶ月</td> <td>3,300円 (税込3,630円)</td> <td>7,100円 (税込7,810円)</td> </tr> <tr> <td>2ヶ月</td> <td>6,600円 (税込7,260円)</td> <td>14,300円 (税込15,730円)</td> <td>14ヶ月</td> <td>3,000円 (税込3,300円)</td> <td>6,500円 (税込7,150円)</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月</td> <td>6,300円 (税込6,930円)</td> <td>13,600円 (税込14,960円)</td> <td>15ヶ月</td> <td>2,700円 (税込2,970円)</td> <td>5,800円 (税込6,380円)</td> </tr> <tr> <td>4ヶ月</td> <td>6,000円 (税込6,600円)</td> <td>13,000円 (税込14,300円)</td> <td>16ヶ月</td> <td>2,400円 (税込2,640円)</td> <td>5,200円 (税込5,720円)</td> </tr> <tr> <td>5ヶ月</td> <td>5,700円 (税込6,270円)</td> <td>12,300円 (税込13,530円)</td> <td>17ヶ月</td> <td>2,100円 (税込2,310円)</td> <td>4,500円 (税込4,950円)</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月</td> <td>5,400円 (税込5,940円)</td> <td>11,700円 (税込12,870円)</td> <td>18ヶ月</td> <td>1,800円 (税込1,980円)</td> <td>3,900円 (税込4,290円)</td> </tr> <tr> <td>7ヶ月</td> <td>5,100円 (税込5,610円)</td> <td>11,000円 (税込12,100円)</td> <td>19ヶ月</td> <td>1,500円 (税込1,650円)</td> <td>3,200円 (税込3,520円)</td> </tr> <tr> <td>8ヶ月</td> <td>4,800円 (税込5,280円)</td> <td>10,400円 (税込11,440円)</td> <td>20ヶ月</td> <td>1,200円 (税込1,320円)</td> <td>2,600円 (税込2,860円)</td> </tr> <tr> <td>9ヶ月</td> <td>4,500円 (税込4,950円)</td> <td>9,700円 (税込10,670円)</td> <td>21ヶ月</td> <td>900円 (税込990円)</td> <td>1,900円 (税込2,090円)</td> </tr> <tr> <td>10ヶ月</td> <td>4,200円 (税込4,620円)</td> <td>9,100円 (税込10,010円)</td> <td>22ヶ月</td> <td>600円 (税込660円)</td> <td>1,300円 (税込1,430円)</td> </tr> <tr> <td>11ヶ月</td> <td>3,900円 (税込4,290円)</td> <td>8,400円 (税込9,240円)</td> <td>23ヶ月</td> <td>300円 (税込330円)</td> <td>600円 (税込660円)</td> </tr> <tr> <td>12ヶ月</td> <td>3,600円 (税込3,960円)</td> <td>7,800円 (税込8,580円)</td> <td>24ヶ月以降</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	継続利用期間	回線終端装置工事費	契約者回線等の施設に係る工事費	継続利用期間	回線終端装置工事費	契約者回線等の施設に係る工事費	1ヶ月	7,000円 (税込7,700円)	15,000円 (税込16,500円)	13ヶ月	3,300円 (税込3,630円)	7,100円 (税込7,810円)	2ヶ月	6,600円 (税込7,260円)	14,300円 (税込15,730円)	14ヶ月	3,000円 (税込3,300円)	6,500円 (税込7,150円)	3ヶ月	6,300円 (税込6,930円)	13,600円 (税込14,960円)	15ヶ月	2,700円 (税込2,970円)	5,800円 (税込6,380円)	4ヶ月	6,000円 (税込6,600円)	13,000円 (税込14,300円)	16ヶ月	2,400円 (税込2,640円)	5,200円 (税込5,720円)	5ヶ月	5,700円 (税込6,270円)	12,300円 (税込13,530円)	17ヶ月	2,100円 (税込2,310円)	4,500円 (税込4,950円)	6ヶ月	5,400円 (税込5,940円)	11,700円 (税込12,870円)	18ヶ月	1,800円 (税込1,980円)	3,900円 (税込4,290円)	7ヶ月	5,100円 (税込5,610円)	11,000円 (税込12,100円)	19ヶ月	1,500円 (税込1,650円)	3,200円 (税込3,520円)	8ヶ月	4,800円 (税込5,280円)	10,400円 (税込11,440円)	20ヶ月	1,200円 (税込1,320円)	2,600円 (税込2,860円)	9ヶ月	4,500円 (税込4,950円)	9,700円 (税込10,670円)	21ヶ月	900円 (税込990円)	1,900円 (税込2,090円)	10ヶ月	4,200円 (税込4,620円)	9,100円 (税込10,010円)	22ヶ月	600円 (税込660円)	1,300円 (税込1,430円)	11ヶ月	3,900円 (税込4,290円)	8,400円 (税込9,240円)	23ヶ月	300円 (税込330円)	600円 (税込660円)	12ヶ月	3,600円 (税込3,960円)	7,800円 (税込8,580円)	24ヶ月以降	—	—						
継続利用期間	回線終端装置工事費	契約者回線等の施設に係る工事費	継続利用期間	回線終端装置工事費	契約者回線等の施設に係る工事費																																																																																
1ヶ月	7,000円 (税込7,700円)	15,000円 (税込16,500円)	13ヶ月	3,300円 (税込3,630円)	7,100円 (税込7,810円)																																																																																
2ヶ月	6,600円 (税込7,260円)	14,300円 (税込15,730円)	14ヶ月	3,000円 (税込3,300円)	6,500円 (税込7,150円)																																																																																
3ヶ月	6,300円 (税込6,930円)	13,600円 (税込14,960円)	15ヶ月	2,700円 (税込2,970円)	5,800円 (税込6,380円)																																																																																
4ヶ月	6,000円 (税込6,600円)	13,000円 (税込14,300円)	16ヶ月	2,400円 (税込2,640円)	5,200円 (税込5,720円)																																																																																
5ヶ月	5,700円 (税込6,270円)	12,300円 (税込13,530円)	17ヶ月	2,100円 (税込2,310円)	4,500円 (税込4,950円)																																																																																
6ヶ月	5,400円 (税込5,940円)	11,700円 (税込12,870円)	18ヶ月	1,800円 (税込1,980円)	3,900円 (税込4,290円)																																																																																
7ヶ月	5,100円 (税込5,610円)	11,000円 (税込12,100円)	19ヶ月	1,500円 (税込1,650円)	3,200円 (税込3,520円)																																																																																
8ヶ月	4,800円 (税込5,280円)	10,400円 (税込11,440円)	20ヶ月	1,200円 (税込1,320円)	2,600円 (税込2,860円)																																																																																
9ヶ月	4,500円 (税込4,950円)	9,700円 (税込10,670円)	21ヶ月	900円 (税込990円)	1,900円 (税込2,090円)																																																																																
10ヶ月	4,200円 (税込4,620円)	9,100円 (税込10,010円)	22ヶ月	600円 (税込660円)	1,300円 (税込1,430円)																																																																																
11ヶ月	3,900円 (税込4,290円)	8,400円 (税込9,240円)	23ヶ月	300円 (税込330円)	600円 (税込660円)																																																																																
12ヶ月	3,600円 (税込3,960円)	7,800円 (税込8,580円)	24ヶ月以降	—	—																																																																																
<p>2 上記の工事に伴い、引込柱以降において建柱、配管工事、管路工事又は管路引込み工事など特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。</p> <p>3 同一建物内における屋内配線および回線終端装置の移設に係る工事費については、実費を支払っていただきます。</p> <p>4 第7条に定める回線終端装置の設置位置と異なる場所に設置することを光電話サービス契約者が希望される場合には、その工事に要した費用を支払っていただくことがあります。</p>																																																																																					

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p>1 この改正約款は、2022年7月1日から実施します。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p><u>(特例措置)</u></p> <p>3 光電話サービス契約を締結した光電話サービス契約者に、特例措置を実施します。ただし、この約款の附則で別に定める場合を除きます。</p> <p>4 3の特例措置は次のとおりとし、実施期間は、2022年7月1日から2022年9月30日までとします。</p> <p>(1) コース1に係る新規契約(ただし、光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合に限る)に伴う番号移転に係る工事費については0円とします。</p> <p>(2) コース1に係る新規契約(ただし、光ネットサービスの提供を開始している契約者が申込した場合に限る)に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。(ただし、提供区域がピカラCVC、ピカラMCB、ピカラ東かがわ、ピカラUCAT、ピカラ(宇和島市)、ピカラ西予、ピカラ八西、ピカラKBC、ピカラ石井CATV、ピカラエーアイ、ピカラてれびあなん[エリア区分(1)]、ピカラ香南、ピカラswanに限る)</p> <p>(3) コース4に係る新規契約(ただし、提供区域がピカラ(愛媛)、ピカラ愛媛CATV、ピカラ鳴門を除く)に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。</p> <p>(4) コース7およびコース8に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。</p> <p>(5) コース9に係る新規契約(ただし、提供区域がピカラ中土佐を除く)に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。</p> <p>(6) 別記1(1)の提供区域名ピカラ香南において、光ネットサービスを同時に利用し、かつ「番号通知リクエスト機能」「迷惑電話撃退機能」を契約している光電話サービス契約者の利用料金については、光電話サービスの付加機能使用料から1ヶ月あたり200円を減額します。</p> <p>(7) 別記1(1)の提供区域名ピカラCVC[エリア区分(2)]において、光電話サービスの提供を開始している契約者が、光電話の回線および番号追加の申込みをした場合、交換機設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。</p> <p>5 4の新規契約する場合の特例措置について、以下の場合は適用しません。</p> <p>(1) 現在の光電話サービス契約者が、既に締結している光電話サービス契約(この条文において「従来の光電話サービス契約」といいます。)に加えて、同一の構内又は建物(以下この条文において「同一利用場所」といいます。)で新たに光電話サービス申込みを行い、かつ当該新たに締結した光電話契約の成立以降12ヶ月以内に従来の光電話サービス契約を解除した場合。</p> <p>(2) 光電話サービス契約者が、光電話サービス契約を解除したのち、当該解除をした日から6ヶ月を経過しない間に、同一利用場所での利用を目的に新たに光電話サービス申込みを行った場合。</p>	